

【令和7年度】介護職員等処遇改善加算の「見える化」要件について

令和7年度も介護職員等の更なる処遇改善として、それぞれ「介護職員等処遇改善加算」「福祉・介護職員等処遇改善加算」を当法人において算定を行っております。尚、当該加算算定の要件として下記を満たす必要があります。

介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

上記の「見える化」要件に基づき、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的に取り組んでいる内容は次の通りとなります。

【令和7年4月～令和8年3月】

【加算の種別】	【対象事業所】
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	・介護付有料老人ホーム高砂苑 ・たかさごデイサービス ・ヘルパーステーションもじ
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ	・ヘルパーステーションもじ （居宅介護）
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ	・ヘルパーステーションもじ（同行援護）

取 組 内 容

【入職促進に向けた取組】

- ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ②他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援

【両立支援・多様な働き方の推進】

- ①子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ②職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ③有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ④業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口設置等相談体制の充実

【腰痛を含む心身の健康管理】

短時間労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

【生産性向上のための業務改善の取組】

- ①タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ②高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ③業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

【やりがい・働きがいの醸成】

- ①ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ②地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
- ③利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ④ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供